

平成 17 年度 第 10 回規制改革・民間開放推進会議 議事録

( 本議事録は、議事概要を兼ねるものである。 )

1 . 日時 : 平成 17 年 12 月 13 日 ( 火 ) 12:30 ~ 13:33

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

( 委員 ) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、黒川和美、志太勤、南場智子、原早苗、本田桂子、矢崎裕彦、安居祥策各委員、安念潤司専門委員

( 政府 ) 山口副大臣

( 事務局 ) 永谷内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、河市場化テスト推進室長、井上参事官、櫻井参事官、栗原参事官、梶島参事官、岩佐企画官、原企画官、菱沼企画官

4 . 議事次第

( 1 ) 答申案文審議

( 2 ) その他

5 . 議事概要

宮内議長 それでは、定刻でございます。第 10 回の「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日は、お昼の時間でございますが、11 名の委員及び専門委員の皆様方に御出席いただくという予定でございます。

御多忙のところ、山口副大臣に御出席いただいております。ありがとうございます。

本日も、前回に引き続き答申の案文審議を行いますが、その前に、先週の 6 日火曜日に開かれました「経済財政諮問会議」に中馬大臣とともに出席してまいりましたので、その内容につきまして御報告をさせていただきます。

まず、お手元の資料でございますが、民間議員から、「市場化テストの具体的導入に向けてできるだけ幅広い事業を対象とすべく早急に結論を得るべきである。市場化テストの実効性を担保するためには、強力かつ中立的な第三者機関の設置が不可欠である。更に、各府省単位の実施目標等を含む『アクションプラン』を策定する等、具体的な目標と工程を明示すべきである。また、官製市場における改革の総仕上げを行うべく、農業、放送・通信分野、教育、医療といった分野について、具体的な改革策と実施スケジュールについて結論を得るように、きっちりと議論を進めてほしい。いずれにしても、規制改革の一層の推進、市場化テストの本格的な導入は重要な取組みであり、政府を挙げて取り組んで答申に反映させてほしい」と、お手元の資料のとおり、そのような発言がございました。

私からは、横長の資料でございますが、お手元の資料「規制改革・民間開放の主要課題

について」及び「参考資料」に基づき御説明をいたしました。すなわち、「規制改革・民間開放のほとんどの課題に共通するポイントは、いわゆる『配給制度』から自由な選択・競争へといった制度の転換を図ることにある。官自体、あるいは官が許可した特定のプレイヤーだけが官の定める内容でサービスを提供するのは、いわゆる『配給制度』であって、そこには非効率と既得権益を擁護するものが生まれる。今こそ政府は、これをユーザー・国民の自由な選択に任せ、公正な競争が担保されるような監視役に転換すべきである。」このように述べました上で、市場化テスト、教育、農業、放送についての主な論点と、当会議の主張を御説明いたしました。

残念ながら、当日は意見交換を行う時間がございまして、直ちに与謝野大臣から次のようなとりまとめがございました。

「市場化テスト法案」早期提出・成立を図るべきこと、及び対象分野を限定せずに、できるだけ幅広い事業で導入すべきである。こういう点につきましては、同意いただけるのではないかと。中馬大臣、議長におかれましては、引き続き、これらの問題に積極的に取り組まれることを願います。また、規制改革の個別分野については、農業、放送・通信、教育、医療といった分野の規制改革に積極的・重点的に取り組むべきとの指摘があった。『小さくて効率的な政府の実現』のためにも、規制改革は積極的に推進すべきという点では、各議員の共通の認識をいただけていると思っている。したがって、市場化テストの対象範囲の拡大等、規制改革の実施状況に関しては、引き続き諮問会議で議論をしてみたい。このようなとりまとめがございました。

最後に、総理からは、「よく調整していただきたい。私に対しましては、よくまとめていただいて感謝する」。こういうお言葉がございました。

このように、諮問会議からも答申に向けた当会議の取組み全般について、力強い御支持をいただけたと存じております。

また、中馬大臣より、先週の閣議後の閣僚懇談会におきまして、全閣僚に対し、次のような御発言があったとのことでございます。

「お役所仕事を徹底的に見直すための『公共サービス効率化法案』、いわゆる『市場化テスト法案』については、総理の御指示を踏まえ、来年の通常国会で早期に提出したいと考えている。このため、法律の作成を鋭意進めるとともに、年末に向け、市場化テストの第1弾の対象事業、これは今のところハローワークとか、あるいは年金の収納業務、それから自治体の窓口業務、こういったものを幾つか対象にしているが、それだけではなく数多くということで総理から御指示をいただいております。可能な限り多くのものを選定したいので、各府省とも御協力いただきたい。また、市場化テストの本格的な導入のためには法案が成立した際に各府省ごとの市場化テストの実施目標などを含む『行動計画』をつくる必要がある。これらの点について、各府省からの積極的な御協力をお願いしたい」。

このように、中馬大臣からも市場化テスト法案の次期通常国会提出に向け、強力なバックアップをいただきました。

答申の決定まで残されました時間が限られてまいりました。とは言え、我々としましてはこれらの力を得まして、今一度当会議が目指してきました原点に立ち戻り、安易に妥協することなく、最後まで具体的な成果を追求していきたいと思っております。皆様方のもう一踏ん張りをよろしく願いますの次第でございます。

(報道関係者退室)

宮内議長 それでは、審議に入らせていただきます。

本日も、お手元の「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申(案)」に基づき御審議いただきます。これは、前回の案文にその後の各省との調整状況や公開討論の結果等を反映させたものでございます。

あらかじめお断りいたしますが、本日の案文も前回同様非公表とさせていただくとともに、審議の模様につきましても当分の間、非公表とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、まずこの案文に基づき、各分野の調整状況について主査の皆様から御説明いただきました後、意見交換を行いたいと思っております。

御説明は、前回の案文からの変更点、調整中の部分については、その状況と決着に向けた段取りを中心に、それぞれ3分程度で簡潔にお願い申し上げます。いつものように、案文の順番に従って御説明をいただき、主査が御欠席の部分につきましては御担当の事務局からお願いを申し上げます。

それでは、いつものとおりでございますが、「市場化テスト」ということで、八代総括主査の方からお願いいたします。

八代総括主査 お手元の「II. 横断的制度整備等」の中の「1 市場化テストの速やかな本格的導入」ということでございます。

今、議長の方から諮問会議で御発言いただいた内容の御紹介がありましたが、「市場化テスト」の方でも、最初の部分はほとんど変わっておりませんが、「具体的施策」の中で、今、社会保険庁等と最後の詰めをやっております。

具体的なポイントとしては、市場-8というところでございますけれども、一番上であります。いわゆるデューデリジェンス、定量的・定性的な情報開示の問題。それから、真ん中がございますが、受託業務を受けた民間事業者と社会保険庁長官がやる強制徴収との連動性ということでありまして、これが担保されれば民間事業者の督促というのが非常に効果的になるわけですが、この辺の具体的な文章をめぐって、今、調整中でございます。

その下にも、これは討議の過程で明らかになってきたわけですが、今、社会保険料については国税等と違って非常に催促といえますか、いわゆる滞納金等のやり方が非常に甘いといえますか、そういう問題も併せて、時効の中断であるとかそういうことをより厳しくすべきであるということも書いております。ただ、これについては、まだ合意は得られておりませんので、折衝中でございます。

ハローワークにつきましては、市場-12というところがございますが、「a 『人材銀

行』事業への市場化テストの本格的導入」というところで、これも前から懸案であります「人材銀行」の位置づけということについて、今、調整中でございます。

あとは、具体的には独立行政法人関係で、国立美術館であるとか博物館等につきましても、公開討論等で、今、交渉中でございます。

少し進展が見られましたのは、統計というところございまして、市場 - 15 というところで、少し前に戻っていただきますが、ここについてはオールオーバーな形で指定統計というものを「市場化テスト」の対象にするというような形でほぼ合意ができています。

その辺りが、少し、前回と比べて進んだ点でありまして、ほかにもさまざまな独立行政法人につきまして、今、鋭意折衝中でございます。必要に応じて大臣折衝等をお願いしたいと思います。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは「2 官業の民間開放の推進」「3 規制の見直し基準の策定等」を鈴木議長代理からお願いいたします。

鈴木議長代理 「2 官業の民間開放の推進」ですが、国、独立行政法人、行政代行人、それから指定法人、地方公共団体の事務等の5分野で35の事務・事業について結論を得て、確定をいたしました。

それから、独立行政法人については「市場化テスト」のワーキンググループが折衝している事項のうち、最終的に個別官業の民間開放の観点からの提言が適切な事務・事業については、個別官業の独立行政法人の部分に法人を追加する予定にしております。

官業の民間開放についての状況は、以上のとおりです。

「3 規制の見直し基準の策定等」ですが、これは私、前々からこれからの霞が関の行政、特に通知・通達行政というものについて、大きな歯どめをかける問題であって、意味が深いということをしてPRしてまいったわけですが、これの案文については現在各省からいろいろな意見が寄せられております。これに関しましては、必要がありましたら各省の幹部をお呼びして、私が折衝する考えであります。

そのほかの事項であります。規制の影響分析の推進、それから、特に法曹人口の大幅増という問題等の資格制度の諸問題については、ほぼ調整は完了しております。

以上であります。

宮内議長 「1 少子化への対応等」。これは八代総括主査からお願いいたします。

八代総括主査 今日は白石さんが欠席でありますので、御報告させていただきます。

「1 少子化への対応等」のところでは、労働と保育に分かれるわけですが、労働の方はほぼこれでセットしております。あとは細かい文章上の問題がございます。

問題は、保育の方でありまして、保育につきましては、今、厚生労働省の方で保育所と幼稚園との「総合施設」というものを次の国会で法律をつくるべく努力しております。

言わば、この「総合施設」というものが一つの保育所の規制改革の窓口としての位置づけを持っているという認識であるわけであります。

そこで、こちらとしても、その法律が、今、出そうとされているという中で、なかなかこちらの考えているような、更にそれを超えて、今の保育所自体を完全に規制緩和し、利用者との直接契約であるとか、直接補助というのを「総合施設」の完成を待たずしてやるということについては、なかなか向こうの方も抵抗が大きいわけで、かえってそういう動きを損なうという指摘もあったことによりまして、残念ながら、本年につきましては、少子・9で書いてありますように、こちらの考え方というのを「問題意識」ではなくて「具体的施策」の中で一応書くとともに、これらについては「総合施設」の実施状況等も踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否において長期的検討という形で、非常に緩やかな形で書いております。

ただ、同時に、こちらとしても、全体的に当会議としてはこれでおしまいではなくて、来年度、もう一度、この問題についてはきちっと検討するという点も書いておりまして、その意味で、今年は保育については残念ながら新たな進展というのは見られないという現状でございます。

以上でございます。

宮内議長 「2 生活・ビジネスインフラの競争促進」。鈴木議長代理と菱沼企画官でお願いいたします。

菱沼企画官 資料の順に沿いまして、私から申し上げます。神田主査担当分、競争でございます。

競争の2ページ「金融サービス（投資）法制の横断化」について、投資サービス法の制定に当たっては、投資家保護の視点だけではなく、リスクマネー供給の拡大という視点も必要であり、両者のバランスを取る必要性があることについて「金融審議会」の議論等も踏まえて、所要の修正を加えました。

それから、同じく2ページ「消費者信用法制の横断的整備」から14ページの競争政策関係の総付景品規制、不当廉売規制までの各項目につきましては、昨日の夕方から夜にかけて折衝を行いました。

金融各分野の個別事項について、これは前回も申しましたが、項目の取捨選択も含め、案文修正の必要性などの取扱いを検討しているところでございます。

以上です。

鈴木議長代理 では、続きまして「2. 通信と放送の融合等に対応した競争環境等の整備」について御説明いたします。

この問題については、正直言って大変難航しておりまして、現在のところ、ごらんになっていただければわかるように、放送と通信の問題に関しては、まだ（P）が付いているものがほとんどであるわけです。

一番の問題点は何かというと、既に、10年も前から、BS放送についてはスクランブル

化を行うという、さらに5年前には、デジタル化が完成した2011年にはそれを行うという趣旨の合意がなされ、それぞれ閣議決定がされているわけですが、これが時期が接近していよいよのものになってくると、それに対しても総務省及びNHKが躊躇するという問題があるわけです。

これに、答申の方は、更にそういうBSに限らず、地上波も含めてそういうふうの問題で考えるべきではないかとしております。与える放送ではないのだ、視聴者が選ぶ放送だというふうの問題を考え直してほしいということで、一番問題が衝突しているわけです。総務省は要するに、総合して検討するとうしたい。つまり、衛星放送も地上放送も含めて、それを将来に向けて検討するということに何とか持ち込んで、既往の閣議決定の衛星放送の部分も、いわゆる白地の検討事項に持ち込みたいというのが先方の宿願というほどではないとしても、狙いだろうという感じがしておりますが、やはりきちっと決めたものはきちっと決めたようにやってもらおうということです。

それから、今言ったような考え方から、少なくとも衛星放送は技術的にも、カードを差し込んでスクランブルをかければ簡単にかけられる。技術的にも何にも問題がないわけです。そういう問題ですから、少なくとも既往のものについては着実にやっていただいて、一体どちらの方が、例えばNHKに対して及ぼす財政上の問題としてもよいのか。

つまり、払いもされない受信料方式に固執し、だんだん細くなっていく道を選ぶのか。それとも、しっかりした番組をつくって、そして、契約をして、払っていただいて、そうすることによって財政収入を多くするのか。私は、明らかに後者の方がフィージブルな問題で、それによって財源ができるのではないかと思うわけですが、しかし、そうなるといいますと、国民がみんなNHKから逃げていってしまうということをおっしゃるわけですが、本当に国民が逃げるのであるならば、NHKはもう要らないということなのです。言わば国民にバックアップされていない。そこら辺もよくわきまえていただきたいということで、今、やっている最中でして、議長、大臣等にもいろいろ御迷惑をおかけしつつ、終結に向けて最後の努力をしていきたいと考えております。

そのほかのところも(P)になっておりますけれども、これは今の問題がコアでして、そのコアが解決しましたら、それぞれ、例えばNHKの合理化、効率化、規律というような問題だとかそういうようなことについて、当たり前ところが幾つかありますから、文言上の調整ということで解決していくことは可能だと思っておりますが、何せ中心のポイントはそこに収斂していて、そこでしこっておりますので、残る時間で解決に向けて努力をしたいと思っております。

更に「(3)情報通信ネットワークインフラ整備の一層の推進」というので、3点ほど取り上げておまして、ITの8ページなんですけれども、1つはいわゆる家庭内での電線を使ってLANを組むというやり方の問題です。それから、UWBという、これから非常に将来性のある技術ですけれども、その2つについては、この案文で解決を得ております。

また「(4)NTTの在り方」につきましても、この案文で解決をいたしておりますが、NTTにはいろいろなビジネスの新しいニューモデルをつくっていききたいというお考えがあるやに聞きますけれども、それはそれでわからないわけではありませんが、しかし、特に足回り回線といいますか、ラストワンマイルについては95%の独占状態にあるという立場、そして特殊法人であるという立場はやはり忘れないでいただきたいという趣旨であります。

通信と放送の融合に関する競争条件の整備、それから情報通信ネットワークインフラの一層の整備については以上であります。

宮内議長 あとは、保安、エネルギー等も続けてお願いします。

鈴木議長代理 では、引き続きまして保安でございますが「3.保安四法における規制の合理化」としましては、高圧ガスは自主検査を認めていますけれども、消防庁の危険物、それから昔の労働省のボイラーについては自主検査を認めていなかったのが今までであります。これもかなり難航した折衝を行いましたけれども、消防庁及び厚生労働省の方にも御理解いただいて、自主検査に向けて、それをどういうふうにやっていこうかということについて、真剣に前向きに取り組むということで検討を開始するというお約束をいただきましたので、このような内容の案で妥結をいたしております。

次に、これは環境-3ですけれども「4.再資源化の促進に向けた廃棄物に係る諸制度の見直し」という問題であります。これも、特に問題のスタートラインになったのは、廃木製のパレットがリサイクルは可能なのですが、それが現在では産業廃棄物に指定されているもの以外のものはごみとして燃やさなければならないという問題がスタートラインにあったわけです。

この問題に対しては、環境省の方で、そうではなくて、これをリサイクルさせる方向にするということでお約束をいただきましたので、これの問題を中心として、その他のもろもろの手續の問題とか、あるいはこれはいろいろ関係する省がありますから、各省が協議して、基本法に定めるリデュース、リユース、リサイクル、そして確実な処分という基本方法を、ともすれば今まで確実な処理が先行して、リユース、リサイクルというのが後ろの概念のように扱われた向きもないわけではありませんが、その考え方を一歩変えて、まず少なくして、次にリサイクル、リユースをするということ。そして、最後は確実な処分をするという基本法の本質にのっとった方法での変化をしていただくということのお約束をいただいて、案文調整は完了しております。

以上であります。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは「3 外国人移入・在留」。安居委員からお願いいたします。

安居委員 私の方は、大きな項目として、2ページ目の「(1)在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化」という、これは昨日、一応、結論が出まして、来年度中に結論を出すということになりました。

ただ、どこで議論をするかというのは、横断的なものですから、当初は治安関連の委員会という話を考えてきていたんですけれども、どうもそれだけでは難しいという話もございまして、その辺は田中室長とこれから御相談をして、どこでそれを具体的に検討するかという話が出てまいると思いますが、一応、内容的にはこれでやるということで決着いたしました。

それから、小さい問題ですが、9ページです。介護福祉士の問題ですが、一応、看護師は去年EPAとも絡んで決着して、今年何とかと思って、今、まだネゴをしている最中でして、今年はどうも無理なようなのですけれども、何とかこれを来年中にというつもりでネゴ中です。

もう一つの大きな問題の外国人を入れるシステムについてですけれども、これは最初の在留管理の制度がきちっとできたということ的前提にして、来年度交渉するというところで、問題意識という形でまとめたということでございます。

以上です。

宮内議長 次に「1 医療分野」。鈴木議長代理、お願いいたします。

鈴木議長代理 医療の方につきましては、今年は、自分から言うのもなんですけれども、大変大きな成果を得た年ではないかと思っております。

まず、医療情報の公開という問題につきまして、「広告」の自由というのが前からやられていて、少しずつ範囲を広げてきましたが、「義務」として医療情報を開示する。そういう「義務」を課するという問題です。これについては、一番問題になるのは、アウトカム情報をどの範囲にするのかという問題、あるいはどういうふうに取り扱うのかというのが問題だったわけですが、基本的に両者の間でそう大きなものの考え方の違いがあるわけではなく、今、最後の修文の問題として折衝中です。残余の部分は、決まっております。

「(2) 保険者機能の充実・強化」というのは、せっかく保険者機能を強化したけれども、調剤薬局との間でレセプトの直接審査・支払をしようとしても、その調剤薬局に処方せんを発行した医師の合意を必要とするということになって、その医師の合意が取れないから一つも進まないという問題があるわけなんですけれども、その調剤薬局の問題については、医師の合意を不要とするということにはっきりいたしました。

更に、普通の調剤薬局以外のいわゆる医科のレセプトの直接審査支払についても、やはり合意要件というのが付いているわけなんですけれども、この合意要件に対して、その撤廃。これは技術的になかなか難しい点があって、本当はIT化が完全に進んでオンライン化すれば問題なくいくのですけれども、それ以前の段階では若干ややこしいということがありまして、そこら辺に両者の意見が少し食い違うところがあったわけですが、おおむね決着する方向で進んでおります。

医療のIT化につきましては、総理からも強い御指示をいただいたのが大変助かったわけですが、かねがねの課題であったレセプトのオンライン化についての義務化ということがいよいよ本格的に行われて、5年後にはそれが実現するというところになったわけであり

ます。

「(4)医療機器の内外価格差の是正等」についても、外国価格参照制度など、その他、前から議論しておりましたが、ほぼ文面も、ここに書いてありますように確定しております。

ジェネリックをもっと使えという薬価等の見直しについては、この文面どおり、決着をいたしております。

それから、中央社会保険医療協議会の在り方、これについて、団体推薦制の廃止という画期的な問題が成果として得られたわけでありまして、そういう点が大きな進歩だと思っております。

残っております問題は、お医者さんの中で診療所と病院出身の人の数を、団体推薦制はなくなりましたけれども、いわゆる診療側関係者、つまりお医者さん等々が、あるいは支払側関係者というところから何人かが出てくるというのは当然なことであって、ただし、その団体を代表する者ではないというコンセプトなのですが、これの中で病院が6割ないし7割のシェアを人数的にも、あるいは金額的にも持っているのだったら、その割合に配分しなさいというところの問題について、まだ若干、協議中ですが、それ以外のところは解決しております。

「混合診療」その他の事項については「混合診療」については継続して注視して、意見があれば、一つひとつ起こったときに、やはり意見を言うということで、これから監視していく問題だと思っております、そういうことで決着しております。

「(8)その他の課題」は、今後の問題、意識として、例えば株式会社病院の問題だとか、あるいは医師の資格の再チェック制度だとかそういうようなものを含めて問題意識として書き、決着いたしております。

以上であります。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは「2 教育分野」。草刈総括主査、お願いいたします。

草刈総括主査 このペーパーですけれども、これはこちらの案そのものでございます。

それで、これを文部科学省に出してということだったんですが、最初はゼロ回答といいですか、全く何も答えてこないというような状況だったんですけれども、事務局の方々、それから委員の方々の御尽力があって、昨日の段階でそれなりの具体的な進展といいですか、一歩前進したものが何点かありました。ここに書いてございませんけれども、今、それを評価してどうしようかということを考えているところです。

ただ、学校選択というのを一つ大きなテーマとして今年掲げているんですが、その学校選択の問題、それからバウチャーの問題、この2つについては、非常に先方の対応がかたいので、もう一段のチャレンジを我々としてしなければいけない。最後のテーマはこの2つかなという理解で、今、最後の努力をしているところでございます。

以上です。

宮内議長 それでは、最後に「3 農業・土地住宅分野」。南場委員と黒川委員でお願いいたします。

南場委員 農業の部分ですが「具体的施策」が4ページからになっています。

まず、我々の主張の中の、農地は主体のたぐいにかかわらず、所有も自由化すべきであるというポイントに関しては、到底、合意が得られそうにないところであり、私としては、理屈としては全く納得はしていませんが、リース制度の改善というところに絞って主張することにより、少しでも多くを勝ち取りたいと思っています。しかし、この「全国展開されたリース制度の改善」のところも、今のところ農林水産省はゼロ回答でございます。

その下の「農業生産法人の設立要件の一層の緩和」ということに関しましても、ゼロ回答ということで合意が得られておりません。

「農地転用許可基準の明確化」のところですが、これに関しても合意は全く得られておりません。あと「農業委員会」については、合意が不可能に近いレベルの乖離がございましたので、これはこのたびは主張せずに、基準の明確化というところに絞って勝ち取っていきたい。繰り返しですけれども、今のところゼロ回答でございます。

次のページをめくっていただいて「担い手への直接支払制度の具体化」。こちらの部分は合意が取れているところであります。

あと、その下の農協に関してのところも、大きく当方の主張が変わっているわけではないのですが、折衝をした結果でも、アとイの部分、区分経理及び部門別採算の確立、それから第三者による監査、その次の経済事業改革の推進に関しても、全く合意が取れていない状況です。

ページをめくっていただいて「農協の不公正な取引方法等への対応強化」に関しては、一部、具体的に言いますと最後の3行以外のところに関しては合意が取れています。

その下の「農業に関する補助金の情報提供体制の整備」、そして「新規参入促進に係る実態把握等のための体制の整備」に関しては、農林水産省とも合意が取れているところであります。

このように、まだ非常に隔たりが大きくて、皆様に御心配をおかけするところでありますが、明日、局長との折衝を行いまして、最後の最後まで頑張っていきたいと思っておりますので、何とぞお力添えをよろしく願いいたします。

黒川委員 「(3)土地住宅分野」のところについては、地味な成果は少しずつ上がっているのですが、1つは私たちの委員の中の福井先生と浅見先生が入ってくださっていて「社会資本整備審議会」というところに部会をつくっていただいて、1年間見ていただいた報告が出てきまして、それがほとんど大都市地域の用途地域内の土地利用についての考え方を全面的に受け入れてくださるという形の文面になって出てきました。

そういうことで、そういう分野についての大きな考え方に関しては受け入れていただいているという形ですが、この中にありますように、その意味で用途地域、密集市街地の建

築物の建替促進。その中に少し心配な部分で、大規模店舗などの立地コントロールが郊外で行われるのではないかということに関して、共通の問題とすることで、来年きちんと措置しましょうということで合意しています。

それから、正面衝突してなかなか進まなかったものということで、私たちは大都市地域の、つまり、これまでストックしてきている社会資本をより効率的に使うためにということで、ETCとかさまざまなカードとありますが、ICカードができてきているので、ピークロード・プライシングとありますが、経済的な調整を価格調整で、資源を有効に使って、都市内の資源とありますが、鉄道とか道路とかを24時間効率的に使うようにしましょうと。それと用途規制を絡めて、都市を効率的に使いましょうという感覚を持っていたんです。

しかし、鉄道分野がゼロ回答でした。猛烈に反対していて、今の鉄道部局では、コントロールすると相手が民間企業なのでできないということで正面衝突していたんですが、そんなことはなく、それからピークロード・プライシングという言葉遣いで困るのなら、時間差料金制度、ほとんど一緒なんですけど、言葉を変えることで、もう一度共通の舞台に入って、一緒にこの問題について道路、鉄道、それから用途規制を併せて検討しましょうということで、ここにあるような内容で調整ができました。

もう一つ厳しいのは、道路の使い方、道路の形状に関してはさまざまな環境があるので、大都市の中では非常にコミュニティを壊さないで道路を整備することというのが重要になるので、立体道路とありますが、都市の中を大規模に開発して、立体道路というのを有効に使いましょうということをお我々は提言しているんですが、全くのゼロ回答で、そんなコンセプトをつくり上げる必要もないということになっているんですが、これについても、個別の具体的な事例で本当に必要かどうかということを確認しながら、そういう制度があった方がいいかどうかについて継続検討することになりました。

あと、景観規制が地方自治体で次々につくられているんですけども、これについても、都市の効率的な利用の妨げにならない範囲で考えてほしいということをお国として担保してほしいということについて一応、意見の調整がついています。

あと、うまく進んでいるかなというのは、国土地理院の地図に関するところで、国が持っている基本測量というのと、各都道府県や市町村が持っている公共測量というのを一体にして、無料で、できるだけデジタル化しながら多くの人に使えるようにするシステムについては、ここにあるように、おおむね幾つかのことで同意しました。

前回、最後のところで八代総括主査から、今回の耐震偽装のことについて住宅の分野で何か議論すべきではないかということをお言われて、一番最後の農業・土地 - 10のところ、情報の非対称とありますが、専門的な知識を持たない消費者が物を買ったときにこうむってしまう被害について、何らかの形で保険の制度を導入したいという文面はつくっているんですが、ここに書いてある言葉の中身でいきますと、どちらかといいますと、私たちは感覚として、自動車損害賠償責任保険の、つまり強制的にすべての人が入るような保険の

制度というのが必要ではないかという文面を書き込んでいるんですが、ここについてはまだ微妙な意見の違いがありまして、最後の調整をしているところです。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、これまでの御説明に関しまして意見交換をさせていただきたいと思います。御自由に御発言いただきたいと思います。

それでは、はじめに私から八代総括主査にお伺いしたいのですが「市場化テスト」の詳しい法律の内容というようなものは、ここではあえてスキップしているということになるわけですか。

八代総括主査 法律の中身と申しますのは、答申に盛り込んでいるのが具体的な法律の中身になるわけで、あとはどちらかといえば非常に技術的な内容ですので、ここには特に書いていないわけです。

もう一つは、法律というのは、一つは、まず法制局に協議した後、法制局のOKをもらってから各省に提示するという形になりますので、この答申と同じようなペースでは進みにくい。したがって、この答申の中身に基づいて法律のコア部分を定めた後、会議にお諮りしたいというふうに、考えております。

何か事務局の方から補足があれば、お願いします。

宮内議長 第三者機関のようなものですが、この時点で合意形成までしなくていいのかなというふうに思いまして。

どうぞ。

河室長 ちょっと補足させていただきます。今、八代総括主査がおっしゃったことがすべてなのですけれども、一つは、この答申のウェートの中にも入っておりますけれども、9月の段階でこういうことを条文に落としただらいいのではないかと御指示いただいております。今、それを条文に落として、全体の体系がうまくできるかどうかというのを法制局とやっているというのが率直な今の事実関係でございます。

来年のことですけれども、私どもの法律を提出するスケジュール的に言えば、2月の下旬ぐらいに予算関連として法律を提出するというのが政府と国会の約束でございますので、その中に「市場化テスト法」も乗せさせていただこうということでございまして、具体的には、今、八代先生がおっしゃった各省との調整を1月下旬に全部一斉にかかるように。その前に、今の法制局との関係で、大体これで各省との調整を始めたいというような段階で、また先生方にも見ていただけるような形にしたいと思いますが、今やっている作業は、率直に言えば、9月27日に御指示いただいたものを、縦書きを横書きにしているといいますが、同じ縦書きでございますので、条文にしていると。それが条文の関係で憲法との関係がきちんとできているかどうかということ、今、法制局とやっているということです。

それから、今、議長がおっしゃった第三者機関につきましては、これも前に御説明申し上げましたけれども、第三者機関そのものの設置というのはいわゆる政府の組織、定員要

求とか、予算要求というのが関係しておりまして、これも年末に向けてしかるべき形でできる形になってくると思いますが、これについては要求側の立場でありまして、要求側として折衝をさせていただいております。

それができたときに、法律の中で、多分、議長がおっしゃろうとしているのは権限との関係で、9月に御指示いただいた権限がなるべくきちんと書けるようにということを並行してやっているというのが今の率直な状況でございまして、それらを横書き縦書きというのはおかしいんですけれども、縦書きにする作業を1月上旬ぐらいまでにきちんとして、それで大体こんな形になりそうですと各省に御相談する過程で、また先生方にも見ていただければというふうに思っております。

宮内議長 ありがとうございます。

どうぞ。

志太委員 答申案文を見まして中小・ベンチャー企業の振興の観点からいくつか意見を述べたいと思います。先ほど、事務局から投資サービス法の整備について説明がありましたが、がちがちに規制をかけてしまうと、せっかく最近、投資が盛んになり、中小・ベンチャーにも資金が回ってくるようになったというのに、また回ってこなくなりかねない。そういう懸念がありますので、個人や企業の投資意欲をそがぬよう、よく配慮した制度を作っていただきたいと考えます。

もう一つ、これは「もみじ月間」で提案の民間提案が出ているけれども、ワーキンググループに重要課題として割り振られていない問題が、いくつかあるということです。その中に、信託制度の全般的な見直しを求める民間提案があります。信託業法を改正して、規制緩和することによって、中小企業の活性化を図る提案ですので、担当ワーキンググループを決めて、是非、重要課題として取り上げていただけないかと思います。信託制度の見直しは、中小企業経営者の要望の強い、極めて重要なテーマですので、我々の規制改革の対象に入れてもらえないかと思います。以上、金融関係の2点について、ご検討をお願いします。

宮内議長 どうぞ、原委員。

原委員 今日、金融分野を担当していらっしゃる神田先生が御欠席なので、私自身も「金融審議会」で、この投資サービス法（仮称）の検討に参画しておりますので、今の志太委員の御発言に対して、今の状況と、それから、意見を述べさせていただきたいと思えます。

投資サービス法（仮称）の検討は、あと2回を残すのみで、年明けの通常国会に上程という予定ですが、志太委員が御発言になったようなことは複数の委員から多数出されている御意見で、実際には産業育成とか、産業活性とか、ベンチャービジネスのことについての資金の流動性というのでしょうか、自由度という辺りは十分配慮した形で制度設計なされています、特にLLP、有限責任事業者組合のお話が出たりしています。ただ、一方で、平成電電のリース契約の匿名組合を使った契約で被害者が1万9,000人、被害額は140

億円ぐらいになっているというのもありまして、やはりそのバランスみたいなことを、今、見ているという状況にあると思います。幾つか、そういったいろんな方からの御意見が出ていて、そのバランスを取ろうというところです。

投資サービス法（仮称）が金融サービス・市場法というネーミングになるかどうかは、今、非常に微妙なところですが、やはり金融商品、金融サービス全般を包括するような法体系に運んでいきたい、進めていきたいというところになります。

それから、黒川委員から今回の耐震偽装問題について、住宅の分野の方ではこういった仕組みを設けるといふことの検討をするというお話があったのですが、前回の八代総括主査の御発言になった趣旨は、もう一つ、検査の在り方というのがあるが、最初、この事件が発覚したときは、民間の検査機関はどうなっているのだという話が出て、いや、自治体の検査だって、随分、ずさんだったのではないかというようなことが言われていて、今後、原因究明というのは進められていくと思っておりますけれども、これはやはり生活・ビジネスインフラWGの方でも検査の仕組みというところの問題点の整理も必要なのではないかと。国民の関心も高いところだと思っておりますので、問題意識として、ここの場でも発言ということであれ提出しておいた方がいいかなと思えました。

以上です。

宮内議長 どうぞ。

草刈総括主査 質問ではないのですが、八代先生の管轄のところ、独立行政法人のところなんですけれども、その頭のところに意思表示だけしたいと思っております、実は、独立行政法人をどれだけ検討の対象にするかというのでやってみたところは、大体33ぐらいあったんです。そのうち、まだ8つぐらいしか。大どころは法律ができないと無理だということで、御存じのとおり、8つぐらい、鈴木先生の共管のところも含めてやっているわけですが、ここで掲げているもので終わりというふうに思われては困るので、年始以降、継続的に順次、ほかの独法も検討するという一言を入れておきたいというのが1点。

あと、金融の関係の独立行政法人が、やればやるほど金融関係がぞろぞろ出てくるんですけれども、大体10個ぐらいございまして、それについても平成18年度中に包括的に、諮問会議でも合意された方針に沿ってやっていきますということをデクレアだけしておこうかと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

宮内議長 どうぞ。

八代総括主査 今、草刈総括主査の方からおっしゃったことは非常に大事なことで、その問題は、特に独法だけにかかわらず「市場化テスト」の対象事業すべてに言えることでもありますので、この市場-6というところを見ていただきますと「(2)『公共サービス効率化法(市場化テスト法)』(仮称)に基づく市場化テストの速やかな本格的導入等」の「具体的施策」の一番下の段落に「また、これまでに提出された民間提案のうち、以下に掲げられている業務以外についても、『民間にできることは民間に』という基本方針の

下、引き続き、市場化テストの本格的導入の対象とすることにつき検討を行う必要がある」ということの中に、今おっしゃった独立行政法人も含まれているという解釈であります、更にこれを明確化する、あるいはもうちょっと具体化するということを検討してみたいと思います。

草刈総括主査 後ろの方に、独立行政法人のもので、16ページの「カ 独立行政法人関連業務」とありますね。そここのところに、国立美術館の前にそういうことを言っておいた方がいいかなと思ったので、申し上げたわけです。

八代総括主査 勿論、場所だけの問題でございますが、要するに、これは独法だけではないということで、両方に書くということも勿論あり得ると思います。

宮内議長 どうぞ、本田委員。

本田委員 「市場化テスト」のところでございますけれども、議長が「経済財政諮問会議」にお使いになりました資料2は「法案策定の重要ポイント」といたしまして「第三者機関に『全てのプロセスへの関与』『官業の内部調査（デューデリ）』の権限を付与」とございます。これは、実は今のところ、最終答申でデューデリをやらせてください、やってもいいですよと言っていたのが社会保険庁だけでございまして、本来でしたら、頭にあるべきところ、このデューデリジェンスが、今、本格導入の社会保険庁関連業務のところに入っているという、非常にあいまいです。

さはさりながら、最終答申に全く織り込めないよりは社保庁のところに入れてもらって、特にテストパイロットをやっていただいた社保庁がこういうことを賛同していただいているということで風穴を空けていこうというポイントではあるとは思うんですけれども、これはやはり、すべてのところにおいて継続してもう少し言っていくべきだというふうに思っております、委員の皆様方におかれましては誤解がないように、今、そういう状態にあるということをお理解いただくべきかなと思ひ、発言させていただきました。

八代総括主査 全く今おっしゃったとおりで、どこまでをここの段階で担保して、どこまでを法律の段階でやるかということで、これは作戦の問題なんです、正直、打ち明けて話をしますと、なるべく各省連合軍をつくられたくないという形で、まず答申の段階で中身を決めて、それから法律の段階で、今おっしゃった第三者機関の権能の中に、このデューデリジェンスの問題も入れるというようなことを考えている状況でございまして、勿論、合意していただいた社保庁などについては先行してやるというのはそのとおりであります、そういうふうに考えてございます。

宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、本日の段階での議論をとりまとめさせていただきたいと思ひます。

本日は、各分野の案文の調整状況につきまして御説明をいただきまして、それを踏まえて審議を行いました。調整中の部分につきましては、各主査を中心に引き続き、最後の1週間でございますが、御調整をいただき、具体的施策としてできるだけ多くの成果が得られるよう御尽力をお願いいたします。

また「市場化テスト」、放送、教育などにおいて、事務レベルでの調整が困難な場合につきましては、早急に推進本部における審議の場も活用して担当大臣とも折衝を行うなど、成案を得るよう更に調整を進めてまいりたいと思います。

案文につきましては、一定の結論を得るべく、これらの段取りを経まして、次回を最終といたしまして会議として決定し、総理に御報告するというスケジュールが予定されています。勿論、この間の調整状況につきましては委員・専門委員の皆様にも随時、御報告させていただきながら、各担当主査を中心に進めていただきますが、最終的な扱いにつきましては、そういう時間的な制約もございますので、私に御一任いただくというようなことで進めさせていただきたいと思いますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

宮内議長 それでは、そのように図らせていただきたいと思います。内容につきましては、皆様方と御相談しながら進めてまいります。

それでは、本日は以上でございますが、山口副大臣から御発言をちょうだいできればと思います。

山口副大臣 皆さん、大変お疲れ様でございました。各分野からそれぞれ結果報告がございましたわけで、最終に向かってよりよいものをつくっていただきたいと思います。

私も、これを担当いたしました、地元に戻った途中でもいろんなところから陳情を受けます。まだ2か月目でありますけれども、実際に関わって、今日は勉強のつもりで来させていただいたわけでありまして。今、党内も中川政調会長、竹中総務大臣、そして安倍官房長官、改革三人組というようなあだ名もありますけれども、今、改革にとっては非常にフォローの風が吹いているものですから、皆さんも自信を持っていただきたい。抵抗があればあるほどこれはやりがいがあるんだと。

私は、ある業界の陳情を受けたときも、マイナスと受け止めないで、逆にこれはチャンスだと、プラス思考だということをやってくれということをお願いしておりますので、是非、皆さん方も自信を持って、最後の答申に向けて頑張っていただきたいと思います。

今日は大変ありがとうございました。お疲れ様でございました。

宮内議長 ありがとうございました。

それでは、事務局から何か。

井上参事官 ございません。

宮内議長 それでは、次回の会議は21日水曜日を予定しております。今後の調整状況を踏まえまして、改めて時間等につきましては事務局から連絡・調整をさせていただきます。

本日の案文は、先ほど申し上げましたように、この段階でございますので、非公表ということで、取扱いにはくれぐれも御留意いただきたいように思います。

そういうことで、なかなか難しいのですが、記者会見をするということになっておりますので、これから会見させていただきます。

以上をもちまして、会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。